楽天モバイル端末お見舞い金サービス利用規約

「楽天モバイル端末お見舞い金サービス利用規約」（以下「本規約」といいます。）は、フュージョン・コミュニケーションズ株式会社（以下「FUSION」といいます。）が楽天モバイル会員（以下「会員」といいます。）向けに提供する携帯端末の補償サービス（以下「本サービス」といいます。）の利用条件を定めます。

本サービスの利用については、本規約の他、「楽天モバイルサービス利用規約（エンドユーザー契約約款　以下「会員規約」といいます。）」およびＷｅｂサイト上の記載事項を遵守するものとします（これらを総称して、以下「本規約等」といいます。）。なお、本サービスの利用に関して会員規約と本規約が矛盾する場合は本規約が優先して適用されます。

（用語の定義）

第１条　本規約において、以下の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語		用語の意味
(1)	契約者	本規約等に同意の上、所定の手続きにより本契約を締結した会員をいいます。
(2)	本サービス	契約者が楽天モバイルサービスを受けるために購入した携帯端末（スマートフォン、タブレット型端末、ゲーム機、ルーターを含みます）に関し、本規約第５条に記載する条件に従い、FUSIONが見舞金を契約者に支払うことを内容とするサービスをいいます。
(3)	見舞金	本規約等に従い、FUSION が契約者に支払う金銭をいいます。
(4)	本契約	FUSION が会員からの申込みを承諾したことにより成立する契約をいいます。
(5)	利用料	本契約に基づき、契約者が FUSION に支払う料金で、毎月１日から末日までの月額単位で課金します。本契約成立後、利用料の金額が変更された場合は、変更後の金額が適用されるものとします。
(6)	補償期間	本契約が成立した時点から 3 年後の契約応当日（契約日と同じ月日をいます。以下同じとします。）の前日 24 時までの 3 年間又は本契約が解約または解除された場合にはその時点までの期間をいいます。

(7)	対象事故	見舞金の前提となる金銭的な損害を契約者に生じさせる事象であって、本規約第５条に定めるものをいいます。
(8)	対象端末	日本国内においてFUSIONにより提供される、移動体通信システムを利用するための携帯端末（スマートフォン、タブレット型端末、ゲーム機、ルーターを含みます）をいいます。
(9)	楽天モバイルサービス	FUSION が会員規約に基づき提供するインターネットプロバイダーサービスをいいます。

（本サービスの申込み）

第２条　会員は、本サービスの申込みおよび利用にあたり、会員規約第６条の２（契約の単位）に規定するユーザーＩＤを用いるものとします。

２　本サービスの利用申込みは、１対象端末毎に１契約に限るものとします。

（本契約の成立）

第３条　会員が FUSION 所定の手続きにより本サービスの利用の申込みを行い、FUSION が本サービスの提供を受諾した時点で本契約は成立します。

（利用料）

第４条　利用料は、月額 350 円(税別)とします。

２　利用料は、本契約が成立した日の属する月から、本規約等に従い本契約が終了した日の属する月まで課金されるものとします。ただし、毎月 26 日から同月末日までの間に、本規約第 11 条に基づき契約者が解約の申し出を行い、第 12 条または第 13 条に従い本契約の終了事由が発生したことにより、本契約が終了した場合は、翌月分の利用料が課金され、その支払義務が生じることを、契約者は予め了承するものとします。

３　利用料は、契約者が楽天モバイルサービス利用規約第 18 条（料金の支払い等）に従って毎月支払うものとします。

４　本契約期間中、見舞金の対象となる事故及びパソコンのトラブル解決サービスの対象となるトラブル等が発生しなかった場合でも、利用料の課金は継続します。

５　理由の如何を問わず、一度お支払いいただいた利用料は、一切返金することができません。また、本契約成立の日または終了の日が月の途中である場合でも、利用料の日割計算や払い戻しは行いません。

（本サービスの内容）

第５条　本サービスは、本契約期間中に対象端末に以下の各号に定める事由が生じた場合に、見舞金を契約者に提供するサービスです。

（１）自然故障（取扱説明書、添付ラベル等の注意書に従った正常な使用状態の下で発生した故障に限り、また、消耗、変質、変色、傷、汚損、塗装の剥離等を含まず、以下同様とします。）
（２）落下、水漏れ、その他偶然の事故による対象端末の全損または一部の破損
２　見舞金のお支払額は次の各号によります。
（１）前項第１号の自然故障および第２号の一部の破損の場合
修理代実費とします。
ただし、スマートフォン・タブレットの場合は 50,000 円を、ゲーム機・ルーターの場合は 30,000 円を限度とします。
（２）前項第２号の全損の場合
当社から対象端末を購入した場合に限り 10,000 円とします。
３　契約者は、第１項に基づき見舞金の提供を受けた場合は、その提供事由に応じて次の各号の自己負担額を当社所定の期日までに当社に支払わなければなりません。なお、契約者に本規約に基づく複数の契約が成立している場合、各契約に係る対象端末毎に適用します。
（１）前項第１号の自然故障および第２号の一部の破損の場合
金 5,000 円（消費税等相当額別）
（２）第４条第１項第２号の全損の場合
なし
４　第１項にかかわらず、当社がその裁量により、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、当社は本サービスを提供しません。
（１）対象事故が契約者の故意または重大な過失により生じたものである場合
（２）第１項第１号の自然故障について、対象端末を当社または当社の指定する業者以外の者が分解、改造、解析等したことにより生じたものである場合
（３）第１項第１号の自然故障について、対象端末の製造元が提供する保証の対象となる場合

（見舞金の支払いを請求できない場合）
第６条　前条の規定に係わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約者は見舞金の支払を請求することはできません。
（１）【別表１】のいずれかに該当する場合
（２）契約者が、自己取引やグループ取引により、不当に高価な値付けをし、見舞金の請求にかかる商品を購入していた場合
（３）見舞金対象の損害が、他の保険や補償により補填された場合
（４）契約者が、本規約等を遵守していない場合

（見舞金支払審査）

第７条　見舞金の請求は、本契約期間中に契約者本人が行うものとします。契約者は、見舞金を請求する場合、本規約等に別段の定めがない限り、事故等の発生日から 30 日以内に、見舞金請求を FUSION 所定の手続きにより申請するものとします。契約者は、本契約期間中にこの申請を行わない場合、見舞金の支払を請求することはできません。

２　契約者は、FUSION が指定する【別表２】の書類等を前項の申請を行った日から 30 日以内に FUSION に提出します。なお、申請にかかる費用は、契約者の負担とします。

３　FUSION は、前二項の申請に基づき見舞金の支払審査を行います。かかる審査の結果、本規約等に従い、FUSION が見舞金の支払い対象ではないと判断する場合、前項の書類等の到着後 30 日以内にその旨を契約者に通知します。

４　FUSION が見舞金の支払審査の結果、本規約等に従い、見舞金を支払うこととした場合、FUSION は、見舞金支払決定通知を契約者に発信するものとし、当該通知の発信後 30 営業日以内に契約者に見舞金を支払います。

５　見舞金の支払方法は、FUSION が定めるところによるものとします。

６　契約者情報に登録されている情報または見舞金の申請に係る書類等の不備等により、第４項の見舞金支払決定通知を FUSION が契約者に発信したにもかかわらず、見舞金の支払いが実行できない、または契約者が見舞金の受け取りをしない場合は、当該見舞金支払決定通知を FUSION が契約者に発信してから３年間経過したときは、契約者の見舞金請求権もしくは見舞金受領権は消滅するものとします。

７　FUSION は、第２項から第４項の業務を業務委託することがあります。この場合、本業務に最低必要となる個人情報を委託業者に提供していただくことになりますのでご了承願います。

（変更事項の届出）

第８条　契約者は、契約者情報に変更が生した場合は、速やかに FUSION 所定の手続きにより登録情報を変更するものとします。

２　契約者が、前項の届出または変更を怠ったため、FUSION からの通知が延着し、または到達しなかった場合、当該通知は、通常到達すべき日時に到達したものとみなします。また、契約者が届出または変更を怠ったために契約者に生じた損害については、FUSION は責任を負いません。

（本契約の有効期間）

第９条　本契約の有効期間は、本契約が成立した時点から 3 年後の契約応当日の前日 24 時までの 3 年間とします。

（本契約の失効）

第 10 条　契約者が、第２条第２項に違反して複数の本契約を締結したときは、後に成立し

た本契約をすべて無効とします。

２　契約者が、見舞金を違法または不正に取得する目的で本契約を締結した場合は、本契約を無効とします。

３　FUSIONが別途定めるキャンペーン等により、利用料が無料となる期間において、契約者が本契約を締結した後、無料期間が終了する月の25日までに解約の申し出を行い、利用料の支払義務が発生しなかった場合、または、翌月分のFUSION決済が行われないことが判明し、利用料の決済が一度も行われないこととなる場合は、本契約はその成立時に遡って無効とします。

４　前三項により本契約が無効とされた場合、FUSIONは、無効とされた本契約に基づく見舞金を支払う義務を負いません。また、FUSIONが本契約に基づき既に見舞金を支払っていた場合は、FUSIONは、見舞金の返還を請求できるものとします。ただし、FUSIONは、本契約に基づき既に支払われた利用料を返還しません。

（契約者が行う本契約の解約）

第11条　契約者は、本契約の解約を希望するときは、FUSION所定の手続きに従い、解約を申し出るものとします。この場合、本契約は、かかる解約の申し出を行った時点で終了するものとし、以後、契約者は見舞金の請求を行うことはできず、対象となる事故等が発生しても、見舞金は支払われません。

２　前項の解約の申し出が、毎月25日までに行われた場合は、利用料の課金は当月で終了します。毎月26日から同月末日の間に行われた場合は、翌月分の利用料が課金されます。この場合、解約の申し出の時点で本契約が終了していますが、翌月分の利用料の課金の中止及び利用料の返金はいたしません。

（FUSIONが行う本契約の解除）

第12条　契約者が、本サービスの申込みおよび利用にあたり、故意または過失により、虚偽の登録、届出または申告をした場合、FUSIONは、直ちに本契約を解除できるものとします。

２　FUSIONは、下記事項のいずれかに該当する場合、FUSION所定の方法で契約者に通知することにより、本契約を解除できるものとします。

（１）契約者が、見舞金を詐取する目的で、事故等を生じさせ、または生じさせようとした場合

（２）契約者が、見舞金請求にあたり、違法な手段を用い、詐欺もしくは不正を行い、または行おうとした場合

（３）契約者が、本規約等に違反した場合

３　前二項のいずれかにより本契約が解除された場合、解除前に発生した事故等を原因とする場合であっても、契約者は見舞金の支払を請求することはできません。また、FUSION

が既に見舞金を支払っていた場合は、FUSION は、見舞金の返還を請求できるものとします。また、FUSION は、既に支払われた利用料を返還しません。

（本契約の終了）

第 13 条　前三条に定めるほか、次の各号のいずれかに該当する場合、本契約は終了とします。

（１）契約者が FUSION から決済を拒否される等、FUSION により利用料の支払いができないことが判明した場合

（２）契約者が死亡した場合

（３）契約者が破産開始手続申立をしたもしくはされた場合

（４）契約者がその前提資格たる会員の資格を喪失した場合

（５）FUSION が本サービスを終了した場合

２　本契約の終了時期は、前項（２）から（５）の場合は、終了原因が発生したときに直ちに、前項（１）の場合は、決済が行われた利用料に係る月の末日をもって本契約は終了します。ただし、前項（１）の場合において利用料の決済が一度も行われなかった場合は第 10 条第３項が適用され、本契約はその成立時に遡って無効とします。

３　前項但書の場合を除き、本契約終了時までに、契約者が本規約第７条第１項に基づき見舞金を請求していた場合には、その請求について関してのみ、本規約第７条第２項から第６項の規定が存続します。

４　本契約期間中、契約者の翌月分の FUSION 決済が行われないことが判明した場合は、決済が行われた利用料に係る月の末日をもって本契約は終了します。

５　契約者は、本契約の終了後に発生した事故等に関する見舞金の支払を請求することはできません。この場合、FUSION は、既に支払われた利用料を返還しません。

６　第２項但書の場合、FUSION は、無効とされた本契約に基づく見舞金を支払う義務を負いません。また、FUSION が本契約に基づき既に見舞金を支払っていた場合は、FUSION は、見舞金の返還を請求できるものとします。また、FUSION は、本契約に基づき既に支払われた利用料を返還しません。

（本サービスの中止・停止、終了）

第 14 条　FUSION は、次の各号のいずれかに該当する場合、契約者に事前に通知することなく、本サービスにかかる業務を中止または停止できます。

（１）FUSION のサーバー等本サービスに係るシステムまたはその設置場所の緊急を要する保守その他管理上緊急の対応を行う必要がある場合

（２）天災地変、戦争、内乱、暴動、火災、停電、通信回線設備の事故、通信事業者の債務不履行または緊急メンテナンスの実施、内外法令の制定・改廃、公権力による命令・処分・指導その他 FUSON の責めに帰することができない事由により、本サービ

スの提供ができない場合

（３）FUSION が実施している他のサービス（本サービスに限りません。）の運用上または技術上 FUSION が必要と判断した場合

（４）その他、本サービスの中止または停止を必要とする事情が生じた場合

２　FUSION は、本サービスの提供を継続することが困難となる事情が生じた場合、FUSION 所定の方法にて契約者に通知を行うことにより、本サービスをいつでも終了させることができるものとします。

（本規約等の変更）

第 15 条　FUSION は、FUSION が適当と判断する方法により契約者に通知または周知することにより、本規約等の内容の一部または全部を変更できるものとし、この場合、変更日以降は変更後の本規約等が適用されるものとします。

（合意管轄）

第 16 条　本契約等に関する訴訟については、訴額に応じ東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

（実施時期）

この規約は、2014 年 10 月 29 日から実施します。

【別表１】見舞金の支払いを請求できない場合（第６条第１項）

（ア）契約者登録情報、見舞金申請書または資料に虚偽または不実の内容が含まれていた場合

（イ）過去または現在において、FUSION が提供するサービスを利用するにあたり当該サービスに係る規約、ガイドライン等に反する行為その他不正な行為を行っていた場合

（ウ）商品代金を支払っていない場合

（エ）FUSION 所定の申請書および資料を所定の期間内に提出しないなど、事故等の状況の調査に協力しない場合

（オ）商品の送付先として日本国外の住所を指定した場合

（カ）日本国外から発送される商品を購入した場合

（キ）公序良俗、信義誠実の原則に反する行為があった場合

（ク）戦争・天変地異（地震、津波など）等、著しい社会秩序の混乱の際に生じた場合

（ケ）商品の価値、性能、数量その他商品内容に関する錯誤等に起因する場合

（コ）契約者または同居の親族の故意または重過失に起因する場合

（サ）商品の欠陥やさび、変色または虫食いなどが原因の場合

（シ）商品機能に直接関係のない汚損、擦損、塗料の剥落その他外形上の損傷に起因する場合

（ス）経年劣化が原因の場合

（セ）置き忘れや紛失が原因の場合

（ソ）商品の使用方法を誤った場合

（タ）差押え、収容、没収、破壊等国または公権力の行使に起因する場合

（チ）放射能汚染や核燃料物質に起因する場合

（ツ）環境汚染（大気汚染、土壌汚染、地盤沈下、水質汚染など）が原因の場合

（テ）契約者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤またはシンナー等の影響を受けている恐れがある状態で発生した場合

（ト）契約者に対する刑の執行の場合

（ナ）契約者が被った身体的な傷病、障害、精神的ショック、精神的苦痛または精神障害の場合

（ニ）契約者が民法（明治 29 年法律第 89 号）第 713 条（責任能力）に規定する責任無能力者、同法第８条（成年被後見人及び成年後見人）に規定する成年被後見人、同法第 12 条（被保佐人及び保佐人）に規定する被保佐人または同法第 16 条（被補助人及び補助人）に規定する被補助人である場合

【別表２】見舞金の請求に必要な書類等（第７条第２項）

契約者は、ここに定める書類のほか、当社が損害査定のために必要と認める書類の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

- 本人を確認できる書類（運転免許証、旅券、健康保険証）の写し及び FUSION 指定の書類
- FUSION の定める見舞金請求書（必要事項記入、署名なつ印）
- 修理費用に関するメーカー発行の領収書またはこれに代わるもの
- 損害状況が分かる写真・破損した商品（現物）